議事要旨(4) 基本概念ワーキング・グループにおける検討状況(IASBへのコメント対応)について

IASB から公表されている「財務報告の概念フレームワーク」改訂の公開草案及び討議資料に対する、基本概念ワーキング・グループの検討に基づくコメント案の要点(下記)が、同グループの座長である万代委員から報告された。

改訂作業の進め方の問題

・フレームワークの最終的な全体像が明らかになっていない中で、フェーズごとに部分 的に完成させていくというアプローチは、整合性確保の観点から問題がある。

財務報告の目的に関して

- ・公開草案における「企業主体観」の議論は、利用者の範囲の問題や企業実体の公準を 会計主体論と混同している。
- ・焦点を当てる利用者の範囲を拡大することは、各利用者に共通のニーズを満たす情報 のみを開示するものと考えると、情報内容を希薄化させることになる。
- ・「企業主体観」により負債と資本の同質性を強調する議論が行われているが、最終的に 両者を区分するのであれば、混乱を招くだけで意味のない議論である。
- ・フロー情報(損益情報)の有用性を相対的に軽視しているように思われる部分がある。

財務報告情報の質的特性に関して

- ・信頼性 (reliability) を表現の忠実性 (faithful representation) に置き換えることには反対である。また、検証可能性を信頼性の構成要素として残すべきである。
- ・レリバンス (relevance) と信頼性との相互補完的な位置づけを維持すべきである。
- ・レリバンスと表現の忠実性を分離して検証することはできないのに、公開草案はレリバントな情報内容を抽出してそれについて忠実な表現が可能かどうかを検討するという 論理構成になっており、実行可能性に疑問がある。
- ・資産負債の評価基準は、財務報告情報の質的特性と一義的に結びつくものではない旨を明記すべきである。

討議資料「報告企業」について

- ・連結財務諸表は親会社株主の観点(公開草案で提案されているグループ報告企業の観点ではなく)から作成すべきである。
- (財) 財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の 無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことは これらの法律により禁じられています。

事務局の説明に関して、一人の委員からコメント案の基本的方向には賛成である旨の発言があった。また、フレームワークの改訂が自己創設のれんの認識につながる懸念について指摘の必要はないかとの質問に対し、今回のコメント対象の中には直接関連する記述がないので書くのは難しいとの説明があった。また、レリバンスと信頼性の補完的関係を維持すべしとするコメントの意味について質問があり、記述の明確化を検討することとされた。

以上

⁽財) 財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の 無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことは これらの法律により禁じられています。